

(仮称) 釜石広域風力発電事業拡張計画環境影響評価書に係る確定通知について

令和 8 年 2 月 1 7 日
経 済 産 業 省
大 臣 官 房
産業保安・安全グループ

当省は、(仮称) 釜石広域風力発電事業拡張計画環境影響評価書（以下「評価書」という。）について審査した結果、電気事業法第46条の17第2項の規定に基づき、本日、株式会社ユーラスエナジーホールディングスに対し、評価書の変更を要しない旨の通知（以下「確定通知」という。）を行った。また、当省は同法第46条の18第1項の規定に基づき、確定した評価書の写しを環境大臣宛てに送付する。

なお、確定通知を受けた事業者は、同条第2項の規定に基づき、関係都道府県知事及び関係市町村長に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法第27条の規定に基づき公告及び縦覧（1か月間）し、住民へ周知することとなる。

1. 計画概要

住 所：岩手県釜石市、遠野市及び大槌町

原動力の種類：風力（陸上）

出 力：105,000 kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価方法書>

経済産業大臣勧告発出	平成24年11月30日
------------	-------------

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	平成27年 2月27日
住民意見の概要等受理	平成27年 5月13日
岩手県知事意見受理	平成27年 7月 2日
環境大臣意見受理	平成27年 7月 2日
経済産業大臣勧告発出	平成27年 7月10日

<環境影響評価書>

環境影響評価書受理	令和 8 年 1 月 20 日
環境影響評価書確定通知	令和 8 年 2 月 1 7 日

※本事業は、環境影響評価法第53条第1項に規定する経過措置の適用を受け、方法書手続きの途中段階から環境影響評価法に基づく手続きを実施したものの。

問合せ先：電力安全課 小西、松本
電話：03-3501-1511（内線：4921）